6　特定信用事業代理業の実施状況

⑴　貸出金関係

①　［略］

②　媒介

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　「件数」及び「媒介額」欄の（　）には、規格化された貸付商品（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第50条の７第６号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

［⑵～⑷　略］

別紙様式第４号（第50条の25第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

特定信用事業代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代　表　者　氏　　名

（記載上の注意）

［略］

［１～５　略］

6　特定信用事業代理業の実施状況

⑴　貸出金関係

①　［略］

②　媒介

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　「件数」及び「媒介額」欄の（　）には、規格化された貸付商品（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第50条の７第６号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

［⑵～⑷　略］

6　特定信用事業代理業の実施状況

⑴　貸出金関係

①　［同左］

②　媒介

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　「件数」及び「媒介額」欄の（　）には、規格化された貸付商品（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第50条の７第１項第３号イ⑴に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

［⑵～⑷　同左］

別紙様式第４号（第50条の25第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

特定信用事業代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代　表　者　氏　　名

（記載上の注意）

［同左］

［１～５　同左］

6　特定信用事業代理業の実施状況

⑴　貸出金関係

①　［同左］

②　媒介

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　「件数」及び「媒介額」欄の（　）には、規格化された貸付商品（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第50条の７第１項第３号イ⑴に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

［⑵～⑷　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。